

「官民連携まちなか再生推進事業」について

国土交通省 都市局
まちづくり推進課

官民連携まちなか再生推進事業

○ 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定



①エリアプラットフォームの構築



③シティプロモーション・情報発信



⑤交流拠点等整備



④社会実験・データ活用



まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積

上記システムの構築に向けて
中間支援組織・専門人材を活用

普及啓発事業



<補助対象事業>

○エリアプラットフォーム活動支援事業

- ①エリアプラットフォームの構築
- ②未来ビジョン等の策定
- ③シティプロモーション・情報発信
- ④社会実験・データ活用
- ⑤交流拠点等整備
- ⑥国際競争力強化拠点形成
- ⑦地方都市イノベーション拠点形成

○普及啓発事業

<補助対象事業>

○エリアプラットフォーム活動支援事業

エリアプラットフォーム

○普及啓発事業

都市再生推進法人、民間事業者等

<補助率>

・定額、1/2、1/3

項 目		内 容	対象区域	補助対象事業者			補助率
				エリアプラットフォーム	都市再生推進法人	民間事業者	
①プラットフォーム構築		未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用	全国	※1 ○※2	-	-	※3 新規：定額
②未来ビジョン等の策定		未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等）	全国	○	-	-	新規：定額 改定：1/2
③シティプロモーション・情報発信		まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用（web作成、セミナー開催、専門人材活用等）	全国	○	-	-	※4 1/2
④社会実験・データ活用		都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用）	全国	○	-	-	※4 1/2
⑤ 交流 拠点 整備 等	地域交流創造施設	コワーキング・交流施設（地域住民や就業者等が交流することで、新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設）の整備に要する費用	滞在快適性等向上区域等※5	○	-	-	1/3
	国際交流創造施設	国際交流創造施設（国内外の多様な人材が交流することでビジネス創出を図る機能を有した施設）の整備に要する費用	・特定都市再生緊急整備地域 ・都市再生緊急整備地域 （中枢中核都市に限る）	○	-	-	1/3
⑥国際競争力強化拠点形成		「国際競争力強化拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i）連携ビジョン等の策定 ii）シティプロモーション・情報発信 ※4 iii）社会実験・データ活用 ※4 iv）起業支援・人材育成 ※4 v）他都市との連携に資する ii）からiv）までの取組 ※4	特定都市再生緊急整備地域	○	-	-	※6 定額、1/2
⑦地方都市イノベーション拠点形成		「地方都市イノベーション拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i）連携ビジョン等の策定 ii）シティプロモーション・情報発信 ※4 iii）社会実験・データ活用 ※4 iv）起業支援・人材育成 ※4 v）他都市との連携に資する ii）からiv）までの取組 ※4	全国 （東京都特別区、大阪市及び名古屋市の旧市街地を除く）	○	-	-	※6 定額、1/2
⑧普及啓発事業 （全国啓発型・地域伴走型）		まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費	全国	-	○	○	定額

※1： エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、地方公共団体を補助対象とする。

※2： 法定協議会は、エリアプラットフォームの要件を満たすもののみ対象とする。

※3： 新規に取り組む「プラットフォーム構築」と「未来ビジョン策定」については、合計年額1,000万円を上限とする。（最大2年間。ただし、令和5年度までに着手した事業に限り最大3年間とする。）

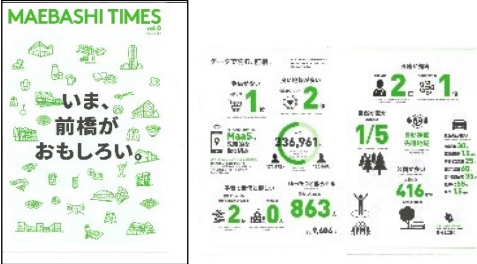
※4： 1事業あたり1年間に限る。

※5： 低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定、低未利用土地利用促進協定の区域も対象とする。

※6： 連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。（最大2年間。ただし、令和5年度までに着手した事業に限り最大3年間とする。）

2

エリアプラットフォーム活動支援事業について

実施フロー	実施主体	補助対象例
エリアプラットフォームの構築 未来ビジョン等の策定 未来ビジョン等に基づく シティプロモーション・情報発信 社会実験・データ活用 交流拠点等整備 の実施	地方公共団体 ↓ エリアプラットフォーム ↓	補助対象例 エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の策定 ○エリアプラットフォームの形成・運営に要する費用 ○未来ビジョン等の策定に要する費用 (試行・実証実験、データ収集・分析、専門人材活用、勉強会等)  ビジョンの策定  未来ビジョン等に基づく各種取組 シティプロモーション・情報発信 ○地域の魅力をPRする国内外でのプレゼンテーションやイベント等を実施  ○地域の魅力をまとめたパンフレットやウェブサイト等の作成・発信  社会実験・データ活用 ○新しい生活様式に沿った弾力的パブリック空間活用と効果検証を実施  交流拠点等整備 ○既存施設のリノベーションによるコワーキング施設・交流施設の整備  国際競争力強化拠点形成 ○大都市の国際競争力の強化に資する、連携ビジョンの策定、実証実験、起業支援等の取組を実施   地方都市イノベーション拠点形成 ○地方都市のイノベーション拠点の形成に資する、連携ビジョンの策定、実証実験、起業支援等の取組を実施  

エリアプラットフォームについて

「居心地よく歩きたくなるまちなか」をはじめとする内外の人材や様々な投資を惹きつける魅力・国際競争力が高い都市を構築するためには、**官民の多様な人材が集結するプラットフォームにおいて、エリアの未来ビジョンを議論し、将来像を共有することが重要**であることから、官民の多様な人材が参画する「**エリアプラットフォーム**」を**補助対象事業者**とする。

エリアプラットフォームの要件

※下記の要件を満たす都市再生緊急整備協議会及び市町村都市再生協議会も補助対象とする。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	・市町村	
	・ まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする 、又は 活動に関心を有する 特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者	・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構 等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体 等
参画や支援	・ 様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者 の参画や支援	・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に所属する者 ・専門人材（大学の有識者等） 等

必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
・国 ・関係都道府県 ・公安委員会 ・公共交通事業者等 ・都市開発事業を施行する民間事業者 ・独立行政法人 ・民間都市機構 ・金融機関 ・建築物の所有者、管理者若しくは占有者 ・公共施設の整備若しくは管理を行う者 等	・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行 公共施設の指定管理者 等

- 内外の多様な人材や様々な投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力を備えた都市を構築するためには、官民の多様な人材が集うエリアプラットフォームにおいて**エリアの将来像等を共有**することが重要。
- 未来ビジョンの新規策定を要件として、「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン策定」の**単年度あたり合計1,000万円を上限**（令和5年度までに着手した事業に限り最大3年間、その他は**最大2年間**）とし、**定額で補助**する。

未来ビジョンに記載する事項

記載事項

○地域の特性の現況分析

都市の魅力や国際競争力を備えた都市を構築するため、現状のエリアの魅力（強み）や課題を抽出・分析。

○地域の特性を踏まえた目指す姿

内外の多様な人材に対し、魅力的でわかりやすいビジュアルにより、エリアの将来像を示す。

○目指す姿に向けた施策と役割分担

まちなかの将来像を実現するための方針や施策、実施体制（役割分担）を記載。

○目指す姿にむけたロードマップ

まちなかの将来像を実現するため、各段階ごとの取組の内容等を記載。

記載のイメージ

○ビジュアルで示すエリアの将来像



○将来像を実現する方針・施策や主体

将来像	方針	施策	実施主体
目指す姿	①：〇〇	①－１：〇〇	都再法人
		①－２：〇〇	〇〇市
	②：〇〇	②－１：〇〇	〇〇会社

○ロードマップ

■短期

(R〇～ R〇年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(ビジョンに基づく
施策の実施)

■中期

(R〇～ R〇年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(エリア内の民間
投資 〇件 等)

■長期

(R〇～ R〇年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(エリア内の地価の
改善 年度比〇%)

普及啓発事業（全国啓発型・地域伴走型）

○ 民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発するために
行う事業

■ 全国啓発型：全国を対象に人材を育成する取組

■ 地域伴走型：課題を有する地域を対象に優れたまちづくり活動実績のある者が伴走支援する取組

補助事業者：都市再生推進法人、民間事業者等／補助率：定額

全国啓発型

<支援イメージ>

民間まちづくり活動における先進団体が、全国を対象にセミナーやスクール形式によるまちづくり活動のノウハウ等を提供 等

<取組事例>

リノベーションまちづくりが進む地域を開催地として、官民連携でエリアの価値向上につなげた取組プロセス等の修得及びプレゼン演習を公務員及び民間プレイヤーを対象に行うことで、各地での新たな官民連携まちづくりに結びつけるとともに、官民のネットワーク形成を図る（補助事業者：民間事業者）



ノウハウ提供



プレゼン発表

地域伴走型

<支援イメージ>

エリア価値向上等に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者が、まちなか再生に向けて、課題を有する地域を対象に、以下のような地域における取組に対して、アドバイス等の伴走支援する取組

- ・ 地域資源の発掘・活用、エリアの選定
- ・ 地域プレイヤーの発掘・育成
- ・ 関係者間のネットワーク化、役割分担
- ・ 地域課題や取組の方向性の明確化 等



地域資源の発掘・活用支援



地域のまちづくり人材や企業等との連携支援

官民連携まちなか再生推進事業（エリアプラットフォーム活動支援事業）

エリアプラットフォームの構築（官民の様々な人材が集積）

未来ビジョンの策定（エリアの将来像を明確にして共有）

「居心地が良く歩きたくなる」空間の整備

まちなかウォーカブル推進事業
ウォーカブル推進税制

周辺環境の整備
（環状街路、公共交通基盤）

滞在環境の向上

アイレベルの刷新

民間
空地

街路

広場

公園

ウォーカブルな空間整備

街路・公園・広場等の既存ストックの修復・改変

官民連携による持続的なまちづくり活動



公共空間等を活用した社会実験・データ活用

公共空間の利活用

まちなか公共空間等
活用支援事業



デッキを活用した
賑わい創出

まちづくりを担う人材の育成

都市行政研修（国土交通大学校）

官民連携まちづくりに関する知識・手法を習得

官民連携まちづくりの機運醸成

官民連携まちなか再生推進事業
（普及啓発事業）

先進的なまちづくりノウハウ等の水平展開



※上記は、「官民連携まちなか再生推進事業」を中心に、ウォーカブル関連事業との関連性を示したイメージです。

ウォーカブル関連事業の活用にあたり、必ずしも上記イメージのとおりとするものではありません。

1 エリアプラットフォームについて	
エリアプラットフォームの役割とはどのようなものですか。	エリアの現状や課題等を踏まえて、エリアの将来像・それを実現するための取組をまとめた未来ビジョン等を策定し、策定後には、ビジョンに基づき、将来像実現に向けた取組を行います。
エリアプラットフォーム数は1市町村あたり1プラットフォームに限定されますか。	限定はしていません。市域の各拠点等において、それぞれのエリアプラットフォームが構築されることも想定しています。
エリアプラットフォームが構築されたと見なされる要件とは何ですか。	エリアプラットフォームの構成員や事務局等について、規約等を定めていることです。
オブザーバーとして参加する者も構成員と見なすことができますか。	エリアプラットフォームは未来ビジョンの策定・共有を行う場であることから、オブザーバーは構成員としてみなすことはできません。
市町村がオブザーバーとして参画する場合、エリアプラットフォームとして見なされますか。	上記回答のとおり、市町村が構成員ではなくオブザーバーの場合、エリアプラットフォームの要件を満たしていないことからエリアプラットフォームとして見なせません。
都市再生緊急整備協議会など、既に設置された協議会は補助対象者になることは可能ですか。	エリアプラットフォームの要件を満たしていれば、既存の協議会も、補助対象者としています。
エリアプラットフォームの要件の1つに、『様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者の参画や支援』とあるが「参画や支援」とはどのようなものですか。	様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者が、必ずしもエリアプラットフォームの構成員となることを要件化するものではなく、オブザーバーや有識者等としての関与も想定し、「参画や支援」としています。
既存のまちづくり会社等は、必須とする構成員と専門人材・中間支援組織を兼ねることができますか。	兼ねることができる。
法人格のない任意団体であるエリアプラットフォームも、事業主体の対象となりますか。	法人格のない任意団体も対象となります。

2 未来ビジョンについて	
未来ビジョン等の策定の対象範囲の要件はありますか。	エリアの面積や人口密度など数値的条件を定めておりませんが、市の拠点など、エリア再生に関する取組が重点的に実施される区域を対象エリアとして想定しています。
未来ビジョン等の数は、1市町村あたり1ビジョンに限定されますか。	市域に複数の拠点機能が点在する地域にあっては、拠点ごとに未来ビジョンを策定することも可能です。
未来ビジョンの策定の対象エリアは、他の未来ビジョンの対象エリアと重複してよいですか。	未来ビジョン等は、エリアの再生に向けてエリアの将来像や取組を策定するものであり、1つのエリアで複数の未来ビジョンに基づく将来像があると混乱することから、原則重複できません。
1つのエリアプラットフォームで複数の未来ビジョンを策定することは可能ですか。	エリアプラットフォームは未来ビジョン等の対象エリアの再生に向けて、官民が一体となって取り組む組織体であることから、複数の未来ビジョンを策定することはできないこととしています。 なお、未来ビジョン策定後に未来ビジョンに基づく取組を行う中で、対象エリアの見直しを行うことは考えられます。
未来ビジョン等の「等」とはどのようなものですか。	地域の目指す将来像などを示した未来ビジョンに基づき、具体的な施策や役割分担、スケジュールを定めたアクションプラン、まちづくり計画などを想定しています。
未来ビジョン等に目標値の記載を要件としていますか。	要件化はしていません。
都市計画マスタープランを未来ビジョンとすることは可能ですか。	都市マスタープランを未来ビジョンとすることはできません。 なお、都市計画マスタープランに掲げられた「まちづくりの理念」や「全体構想」「地域別構想」を踏まえ、未来ビジョンを策定することが望ましいと考えます。また、地域別構想が策定されていない地域においても未来ビジョン等を策定することは可能です。